

平成 27 年度事業計画及び収支予算について

I 事業の運営方針

平成 26 年の日本経済は、消費税率引き上げ前の駆け込み需要に伴う反動から、4 月以降、個人消費を中心に景気を下押しし、概ね 10 月までは景気回復のテンポの鈍い状況が続いた。しかし、年末にかけてはその影響も一巡するとともに、設備投資にも持ち直しの動きが見られるようになり、総じて景気は緩やかな回復局面へと移行した。このように経済情勢の改善が進む中で、原油価格が下落するものの、円安の進行も物価の押し上げに作用し、物価が緩やかに上昇し、デフレからの脱却が着実に進んでいる。

雇用情勢においては、生産や企業収益が改善される中で着実な改善が観られ、平成 21・22 年には 5%を超えた完全失業率（年平均）も、平成 26 年は 3.6%となり、リーマンショック以前の水準にまで回復した。

一方、グローバル化、IT化の進展など、企業の競争環境の変化に伴い、それぞれの企業が置かれた環境や直面する課題に対応し、正規雇用・非正規雇用という二つの分類では捉えることのできない多様な人材を組み合わせる傾向が見られるようになっている。

さらに、国においては、少子・高齢化の進行、団塊世代の 65 歳への到達によってもたらされる労働力人口の低下等を踏まえ、高年齢者の雇用の安定等に関する法律の改正が行われるなど、65 歳までの雇用確保を基盤としつつ、年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けた取り組みが進められている。

このように、勤労者や高年齢者を取り巻く経済・労働環境が変化する中、当財団では、高齢社会における勤労者をはじめとする市民の福祉の向上と活力ある地域社会づくりに寄与するための事業を推進している。平成 27 年度においても引き続き、財団誕生時に策定した「新しいビジョン」を踏まえ、第 3 次中期経営計画（計画期間：平成 23 年度から平成 27 年度の 5 か年）に基づき、生涯現役人生の創造をめざして、「生きがい創造」・「生涯学習」・「就業支援」について総合的支援に取り組む。

「生きがい創造」については、市民が「人生 90 年時代」をこころ豊かに充実した人生を送ることができるよう、地域課題の解決や地域振興、勤労者の福祉増進と企業の労働力確保並びにシルバー人材センター事業による、就業の機会を通じた生きがいづくりについて支援を行う。

「生涯学習」については、市民が自己実現を果たし、「生涯現役」として活躍しつづけることができるよう、それぞれのライフステージにおける生涯生活設計、自律的な生涯学習を行う機会と場の提供について支援を行う。

「就業支援」については、就業は、市民が「生涯現役」として活躍するための中心的な役割を果たすものと考えられることから、関係機関との連携を図りながら、中高年齢者をはじめとした市民の就業支援を行う。

なお、公益目的事業 1 においては、「生きがい創造」・「生涯学習」・「就業支援」に係る事業を、公益目的事業 2（シルバー人材センター事業）においては、「生きがい創造」に係る事業を担う。

また、平成 27 年度は、第 3 次中期経営計画の最終年度であるため、当該計画の達成に向け、各事業を進めるとともに、計画期間中における事業の実施状況及び達成状況の検証を行い、次期中期経営計画を策定する。

Ⅱ **公益目的事業 1** 事業計画

1 生きがい創造

(1) 地域活動振興事業

ア 社会貢献塾 2015～第4期～

少子超高齢社会の到来と地域コミュニティの衰退に伴い様々な地域課題が顕在化しつつあるなか、地域課題の解決に取り組む人材を育成する「社会貢献塾 2015～第4期～」を実施する。

また、六甲道勤労市民センターの生きがい活動ステーションにおいて社会貢献塾のサテライト講座を実施する。

イ 地域学セミナー

地域団体や区役所、神戸市立博物館等と連携し、地域の歴史や文化等に関する「地域学セミナー」を開催し、地域に対する愛着を持つ人材を育成する。

ウ 地域文化事業等

区役所や婦人会などと連携したコミュニティフェスティバルや神戸市演奏協会、NPO法人神戸100年映画祭等の団体と連携した文化イベントを開催することにより、市民相互の交流や市民文化の育成に役立てる。

また、区役所や地域の学校等と連携し、夏休み・冬休みなどを活用した「親子教室」などの子育て支援事業を実施する。

エ 生きがい活動ステーション

六甲道勤労市民センターにおいて、認定NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸と協働で地域活動支援拠点「生きがい活動ステーション」を運営し、地域活動に関する相談事業及び人材育成事業を展開し、地域活動の振興を支援する。

(ア) 相談事業（情報提供・就労相談を含む相談事業の実施）

(イ) 人材育成事業（「市民塾」・「交流サロン」・「社会貢献塾サテライト」の開催、「トライやるサポート」・「ボランティア体験」受け入れ）

(2) 勤労者福祉共済制度（ハッピーパック）受託事業

勤労者福祉共済制度は、市内中小企業の事業主と神戸市が協力し、従業員の福利厚生を実施することにより、勤労者の福祉増進と企業の労働力確保に寄与することを目的とする。当該事業のうち、健康・相談・保険事業、レクリエーション事業、制度運営事務等については、神戸市より当財団が受託運営しており、生涯現役のための総合的支援の重要な柱を担っている。

加入促進活動については、引続き加入促進員によるセールス活動を行うとともに、加入促進や脱退防止をより一層推進するため、会員目線による会員拡大策や新たなサービス等の提案を行う「ハッピーパック支援隊」の活動の促進と拡大に取り組む。また、会員向け情報発信を行っているメールマガジンの運営についても登録会員数の拡大を図り、口コミによる非会員への共済制度の浸透を進めることにより、加入促進対策の一助になるよう努める。

さらに、平成 28 年 4 月から運用開始予定の共済基幹システムの再構築に向けての運用・保守準備やマニュアル作成・配付など会員向けの周知を行っていく。【新規】

なお、神戸市においては、平成 27 年度中に、勤労者共済制度の事業の実施体制の見直しを検討することとしている。

ア 健康・相談・保険事業

(ア)人間ドック等の利用補助 (イ)法律、心の健康相談 (ウ)保険のあっせん事業 等

イ レクリエーション事業（余暇事業）

(ア)「わくわくセレクション」 (イ)保養所利用助成 (ウ)パック旅行の割引及び費用助成
(エ)映画、観劇チケット等の割引斡旋 (オ)日帰りバスツアー (カ)レジャー施設やスポーツクラブ等の利用割引 (キ)スポーツ大会、「夏休み親子体験教室」等

ウ その他事業

(ア)「出会いの会」 (イ)「生涯生活設計支援プログラム」（後述）への参加支援 (ウ)商品あっせん（割賦販売を除く）等

エ 制度運営事務等

(ア)「ハッピーパック支援隊」、加入促進員によるセールス、各種団体等への広報、未加入企業紹介運動による加入促進活動 (イ)「ハッピーパックニュース」、 「利用ガイド」の発行 (ウ)メールマガジン、ホームページ、携帯電話用サイトの運営 等

オ 【参考】神戸市直営給付事業

(ア)慶弔給付（結婚・出産祝金、死亡弔慰金、傷病見舞金、還暦祝金ほか） (イ)永年勤続褒賞記念品支給（同一企業で会員資格を得てから 5・10・20 年） (ウ)30 周年加入事業主表彰 等

(3) 生涯いきいき情報センター

「生きがい創造」・「生涯学習」・「就業支援」に関する総合的な相談窓口「生涯いきいき情報センター」（平成 26 年 10 月より勤労会館 2 階に移設）を運営し、専門機関の紹介や諸施策に関する情報提供を行う。また、平成 26 年 10 月より本格実施した勤労市民センターでの「出張相談」を引き続き実施するとともに、ハローワーク等の就業支援機関との連絡会を開催し、関係機関とのネットワークの強化を図る。

(4) いきいきシルバーのつどい

シルバー人材センターの会員をはじめ 60 歳以上の市民約 2,000 人を招き、中高年齢者のいきいきとした生き方について啓発するとともに楽しいひとときを過ごす講演と映画上映のイベントを開催する。

2 生涯学習

(1) 生涯生活設計支援プログラム

ア 各種セミナー・講座事業

(ア) 生涯いきいきセミナー

生涯いきいき情報センター、生きがい活動ステーションの連携のもと、地域活動への参加等を通じて、生涯を現役として充実した人生を送ることの重要性を啓発するセミナーを開催する。

(イ) 熟年生活講座

中高年齢者（概ね 50 歳以上）を対象に、「生きがい・健康・経済」を中心とした生涯生活設計に関する講座を開催する。

(ウ) 生涯現役実現セミナー

中高年齢者（概ね 55 歳以上）の求職者、在職者を対象に、関係機関との共催により、年金や保険、定年退職後の働き方や生活設計等に関するセミナーを開催する。

(エ) 退職準備セミナー

退職を直前に控えた勤労者及びその配偶者を対象に、定年退職後の第三の人生をいきいきと過ごせるよう、年金や保険、生活設計等に関するセミナーを開催する。

(オ) ワーク・ライフ・バランスセミナー

働き方や雇用形態を変え、家庭生活や地域活動を大切にするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発を図るセミナーを開催する。

(カ) 女性のライフプラン講座

多様化するライフスタイルに対応するため、働く女性を中心とした女性を対象に「生きがい・健康・経済」などの生涯生活設計を支援する講座を開催する。

(キ) 健康増進講座

勤労者をはじめとした市民の心身の健康増進のための講座を開催する。

- ・メンタルヘルス講習会

ストレス社会のなかで心身の健康管理、健康増進に努める市民を対象に心の健康について考えるセミナーを開催する。

- ・ロコモティブシンドローム予防等講習会

市民の介護予防、健康寿命を伸ばすことを目的にロコモティブシンドローム（運動器症候群）予防等について考えるセミナーを開催する。

- ・ウォーキング教室

市民の健康増進に資するウォーキング教室を開催する。

イ 登録団体への支援等

登録いただいた企業や労働組合の生涯生活設計への取組みを支援するため、研修会への講師派遣（「熟年出前講座」）や情報提供（「ライフプラン情報」や「60歳からの生き方ガイド 生涯現役のススメ」の提供）等の支援サービスを提供する。

(2) 勤労会館等における講座事業

自律的に学習できる環境の整備を図るため、勤労会館及び勤労市民センターにおいて、勤労者並びに中高年齢者の生涯学習を支援する各種講座を開講する。

市民のニーズに沿った時代を見据えた講座とするため、その内容の見直しを随時行うとともに魅力ある講座の企画を進め、男性や若年者を含め新規受講者の開拓を図る。また、受講率向上を目標とした広報活動の強化にも積極的に取り組む。

(3) 勤労会館等の管理運営

指定管理者として管理運営する、勤労会館及び勤労市民センター（勤労市民センターについては、認定NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸との共同事業体）において、利便性の向上と設備の改善・改修により、お客様サービスの向上を図り、勤労者をはじめとした市民の身近で快適な生涯学習等の機会と場を提供する。

インターネット予約機能の運用開始【新規】とともに、平成26年度より導入した直前割引制度の普及を図る。

また、空調設備、トイレや育児スペース等の設備の改善・改修により、快適で利用しやすい施設づくりに努めるとともに、社会的要請である節電への取り組みを進める。【拡充】

このほか、平成 26 年度に配付枚数及び実施方法を拡大したお客様アンケートを引き続き実施し、お客様の声を施設運営に活かすとともに、応対マナーの向上を図るための職員研修の充実を図る。【新規】

3 就業支援

(1) 就業開発プログラム

(ア) 資格取得支援セミナー

就職力の向上を図るための資格の取得を目指すにあたり必要となる、資格の効用、資格の種類や選び方などに関するセミナーを開催する。

(イ) 資格取得支援講座

簿記、社会保険労務士、TOEIC 対策、ファイナンシャルプランナー技能士、宅地建物取引士など、就職やキャリアアップのための資格取得を支援する受験対策講座を開催する。

(ウ) コミュニティビジネス実践講座

地域課題をビジネス手法で解決するためのコミュニティビジネスを起業し、運営していくための実践的な講座を開催する。また、「社会貢献塾 2015～第 4 期」の修了者がステップ・アップして受講することができるように図り、地域活動リーダーの育成を推進する。

(エ) いきいき仕事セミナー

現在、いきいきと仕事で活躍している方を講師として迎え、「自分に合った仕事の見つけ方・創り方・楽しみ方」など、生きがいにつながる働き方を提案するセミナーを開催する。

(2) 就職支援プログラム

(ア) 中高年齢者再就職支援セミナー

中高年齢者を対象に採用市場の現状認識と企業が求める人材、自己分析、職務経歴書の作成、面接の心構えなどを内容としたセミナーを開催する。

(イ) 子どもの就職を考える親のためのセミナー

若年未就業者支援の一助として、若年者を取り巻く採用市場の現状や、親として子どものサポートの仕方を学ぶセミナーを開催する。

(ウ) 青年就職支援セミナー

若年者の就職を支援するため、企業の人事担当者等による企業が求める人材、自己分析、職務経歴書の作成、面接時の対応方法、職場見学などを内容とするセミナーを開催する。

(エ) 働く女性のための応援セミナー

働く女性を支援するため、産休・育休・介護休業中の女性の職場復帰に向けての心構えや仕事と家事・育児・介護の両立のし方、ステップ・アップの方法等を内容としたセミナーを開催する。

Ⅲ **公益目的事業2** (シルバー人材センター事業) 事業計画

1 概要

シルバー人材センターは、高齢者に対し就業の場を通じて生きがいの場を提供し、高齢者の福祉の増進と活力ある地域づくりに貢献している。

平成26年度は、消費税増税による事業への影響が懸念されたが、就業開拓の推進等により、請負・派遣共に前年度を上回る見込みとなっている。平成27年度も引き続き、発注者のニーズに迅速に応えるため、積極的な事業展開を図っていく。

一方、急速な高齢化の進行に対応し、高齢者が年金受給開始年齢まで、意欲と能力に応じて働き続けられる継続雇用制度の拡大を図る環境整備を目的として、平成25年4月に高齢者の雇用の安定等に関する法律の改正が行われた影響もあり、新規入会者数が減少していることから、入会希望者説明会の実施回数を増やすなど入会者の増を図り、会員の確保に努める。

このほか、就業中の事故を未然に防止するため、会員の安全就業対策の強化にも努める。

2 事業内容

(1) 就業開拓の推進

就業開拓と会員確保は、シルバー人材センター事業を積極的に展開していくための“車の両輪”ともいえるものであるため、「就業開拓推進会議」の機能を拡充するとともに名称を「就業開拓・会員確保推進会議（仮称）」に変更し、請負・派遣を問わず就業開拓の推進に努める。

ア 広報・宣伝等

- (ア) 就業開拓員による企業訪問
- (イ) 役員による企業や労働組合訪問
- (ウ) 会員参加によるPR活動（街頭宣伝、イベント会場でのPRなど）
- (エ) 兵庫県シルバー人材センターより配置される就業開拓・PR推進員によるPR活動
- (オ) 各種広報媒体やホームページの活用
- (カ) 優良発注者表彰

イ 介護保険外サービス事業の充実

厚生労働省が所管する「地域人づくり事業」として神戸市が実施する高齢者介護人材創出就業支援事業を受託し、介護サービス分野での人材の育成を通じて受注拡大を図る。

(2) 会員の確保

機能を強化した「就業開拓・会員確保推進会議（仮称）」による会員確保策の積極的展開を図る。

(ア) 入会希望者説明会の開催

勤労会館で開催する入会希望者説明会（年間12回開催）に加え、各区ごとに入会希望者説明会を開催する（年間12回開催）。【拡充】

(イ) ハローワークでの広報・宣伝活動【拡充】

(ウ) 役員の企業・労働組合訪問

定年退職予定者など経験豊富な会員の確保に努める。

(エ) 会員に対する呼びかけ（1会員1人紹介キャンペーン）【新規】

(オ) 老人クラブ、シルバーカレッジへの呼びかけ【新規】

(カ) 「広報紙KOB E」を積極的に活用するほか、各種広報媒体やホームページによるPR【拡充】

(3) 安全・適正就業の推進

ア 安全就業対策

会員の安全就業を推進するため、就業中の事故防止のための取り組みを強化する。

(ア) 「安全就業基準」の見直し及び「安全就業基準遵守における運営要領」の策定【拡充】

(イ) 「会員安全就業推進委員会」を原則毎月開催（平成26年度までは、年間3回開催）【拡充】

(ウ) 安全就業強化月間行事の充実、安全パトロールの実施

(エ) 「安全就業だより」の毎月発行【拡充】

(オ) 会員研修の実施（刈払機安全講習、交通安全講習会など）

(カ) 安全就業スローガンの募集、「ヒヤリ・ハット事例集」の活用など

イ 適正就業対策

会員及び発注者にシルバー人材センター事業の意義を理解いただくよう努め、引き続き適正就業を推進する。

(4) 地域に密着した事業の展開

会員への就業機会の提供のほか、地域社会に貢献するため、地域に密着した事業を展開する。

(ア) 暮らしの応援サービス事業

家具の移動・搬出、庭木の手入・草抜き・散水などの家庭からの受注に取り組む

(イ) 介護保険外サービス事業

(ウ) 子育て支援サービス事業・出前託児サービス（「ぴよぴよ隊」）事業

(エ) 会員ボランティア活動の支援

神戸マラソンクリーンアップ作戦など

(5) 会員の自主的活動への支援

会員が自らの能力や知識を活かし、活動の場を広げるため、次の活動への支援を行う。

(ア) 会員自主農園グループ（「G&B農園」）

(イ) 会員が講師となって実施する会員自主講座

(ウ) 「社会貢献塾」「コミュニティビジネス実践講座」への参加

(6) シルバー派遣事業

(公社) 兵庫県シルバー人材センター協会が実施する一般労働者派遣事業（シルバー派遣事業）の実施事業所として、シルバー派遣事業により、高年齢者の就業に適した臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る雇用を希望する高年齢者の求職活動を支援する。

(7) 有料職業紹介事業

(公社) 兵庫県シルバー人材センター協会が実施する有料職業紹介事業の実施事業所として、職業紹介事業により、高年齢者の就業に適した臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る雇用を希望する高年齢者の求職活動を支援する。

(8) 次期中期経営計画を見据えた事業内容の検討

就業の機会の提供をはじめとして、会員の生きがいづくりに一層寄与するため、財政基盤強化のための取り組みや会費制を含む会員登録制度の在り方など、次期中期経営計画に掲げるべき事業の改善策について研究、検討を行う。【新規】

IV **収益事業** 事業計画

勤労会館及び勤労市民センターの施設利用者に対する利便設備として、自動販売機、コピー機を設置する。

また、勤労会館及び勤労市民センターの営利目的での施設利用に対しては、5倍料金及び3倍料金の特別料金を収入する。